



広報

# かみかわ

2

2024 No.219

## 人の動き


- 2023年12月31日現在（外国人含む）  
人口 10,391 男 4,952 女 5,439 先月比（男 -11 女 -24）
- 12月中の異動（人） 転入 6 転出 21 出生 0 死亡 20

# 祝・二十歳

二十歳おめでとうございます！



令和六年  
神河町  
二十歳のつどい  
中央公民館グリンデルホール  
令和六年一月七日（日）一〇時開会



写真：1月7日、令和6年神河町二十歳のつどいが開催されました。今年には115名が二十歳を迎え、新たな一歩を踏み出しました。

P 2 **二十歳のつどい**

P 4 税務課からのお知らせ

P 9 「物価高騰に伴う支援給付金」を支給

P 10 マイナンバーカード出張申請受付を実施

P 11 サニタリーボックスを設置しました

P 14 まちの話題

P 17 お役立ち情報

P 18 すこやか情報

P 20 公民館へ行こう

P 22 暮らしの情報

# 神河町

令和  
6年

# 二十歳のつどい



令和6年二十歳の

つどいが、1月7日  
(日)、中央公民館グ  
リンドールホールで開  
催されました。

今年の式典は、二  
十歳の成人115  
名のうち、84名が出  
席し、終始和やかな  
雰囲気が進められま  
した。二十歳の成人  
を代表して吉田朔  
也さんが「神河町で  
育った誇りと、成人  
としての決意を心に  
刻み、周囲の人との  
変わらないつながり  
を大切にしながら、  
思いやりの心を忘れ  
ず、これからの人生  
をたくましく歩んで  
いきます」と力強く  
誓いのことばを述べ  
ました。

この日、二十歳の  
節目を迎えたみな  
さんの今後の活躍を  
期待しています。

将来の目標は起  
業すること。学生  
の間にさまざまなこ  
とにチャレンジして  
目標達成のために  
努力します！



坂野 恵健さん

言語聴覚士になるこ  
と。患者さんの笑顔  
をひとつでも多く取  
り戻し、ご家族にも  
信頼して患者さん  
を任せていただけ  
るよう頑張ります！



足立 叶羽さん

将来は臨床検査  
技師としてこれか  
らの医療を支えて  
いきたいです。



足立 和也さん

小児科医になるこ  
と。たくさんの子  
どもを助けられる  
ように大学でさま  
ざまなことに挑  
戦し、立派な小  
児科医になりたい  
です。



吉田 朔也さん

あなたの夢は？

／実行委員に聞いてみた！／





誓いのことば



カーミンからサプライズプレゼント



84名が出席した式典



自分のことだけでなく、相手のことも思いやって行動できるような大人になっていきたいです。

英語を学ぶため、今年留学します！将来の夢は、日本以外にも活躍できる大人になることです。

客室乗務員になるために、大学で語学の勉強をしています。神河から世界に羽ばたきます！

夢である救急救命士になれるよう一層努力をし、育ててくれた家族に恩返しができるような立派な大人になりたいと思います！

大学で学んだことを活かして社会の役に立てるように頑張りたいです。



前川 陽紀さん



前川 武志さん



藤原 萌未さん



立岩 朋純さん



佐谷 優名さん



# 確定申告・住民税申告について

問 税務課 ☎34-0961

## 申告期間 2月16日(金)～3月15日(金)

申告会場内での混雑を避けるため、自宅での申告書の作成やe-Tax（電子送信）、郵送での提出などにご協力をお願いします。

申告書の作成は、国税庁HPの「確定申告書作成コーナー」を利用することができます。作成した申告書などは、e-Taxで電子送信が可能です。また、印刷して郵送などで税務署に提出することもできます。

<e-Tax（電子送信）で申告すれば、次のようなメリットがあります。>

- 自宅などでいつでも計算誤りのない申告書などを作成でき、申告書作成会場で長時間待つ必要がありません。
- e-Taxで送信された還付申告書は早期処理されます。
- マイナポータル連携を利用すると、マイナポータル経由で控除証明書などのデータを一括取得し、該当項目へ自動入力する機能が使用できます。
- 作成した申告データを保存しておけば、翌年の申告時に活用できます。

詳しくは、国税庁HPをご覧ください。 **「確定申告」で検索!**

確定申告



e-Taxや確定申告作成コーナーの操作方法などに関するご質問は、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（☎0570-01-5901）にお問合せください。

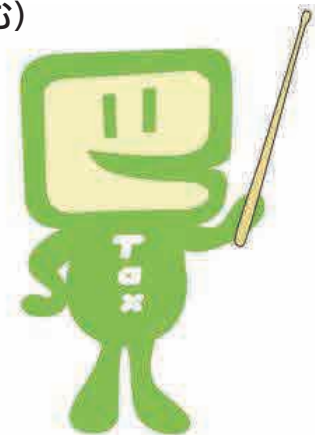
受付時間：令和6年1月15日～令和6年4月1日までは9時から20時（それ以外9時から17時）の月曜日から金曜日

※申告会場での混雑緩和、滞在時間の短縮へのご協力をお願いします。また、発熱がある方や体調の悪い方は、来場をお控えください。

## ★申告受付について★

制度改正などによる国税申告の複雑化や税務署への電子送信の実施に伴い、以下の内容を含む申告は、町の申告会場では受付できませんので、姫路税務署が開設する申告会場（姫路労働会館）で申告していただくか、ご自分で申告書を作成し、e-Taxや郵送などで姫路税務署へ提出してください（姫路労働会館での申告については、8ページの「姫路税務署からのお知らせ」をご確認ください）。

- ・初年度の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用を受ける申告
- ・住宅耐震改修特別控除等の適用を受ける申告
- ・土地、建物や株式などの譲渡所得の申告（繰越損失を含む）
- ・申告分離課税選択の上場株式などの配当所得の申告
- ・先物取引（FXなど）にかかる申告
- ・暗号資産（ビットコインなど）に関する申告
- ・雑損所得控除の適用を受ける申告
- ・青色申告
- ・事業・農業収入が1,000万円以上の申告
- ・申告書の控えに、税務署の收受印が必要な場合
- ・令和5年分確定申告書に係る納税証明書が必要な場合



## 申告が必要な方

- ・ 事業（自営業など）、農業、不動産（地代や家賃収入など）の所得がある方
- ・ 報酬、個人年金の受取金、保険の満期（解約）受取金などの所得がある方
- ・ 給与や年金を2ヶ所以上からもらっている方
- ・ 給与所得者で、年末調整をしていない方または年末調整したが、所得控除額（扶養親族など）の訂正が必要な方
- ・ 2種類以上の所得がある方（例：給与所得と年金所得、年金所得と農業所得など）
- ・ 土地建物や株式等の譲渡があった方
- ・ 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している方で、収入がない方

## 収入がない場合でも申告は必要です

申告は、町県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定の基礎資料となるほか、福祉、医療、教育資金などの給付や児童手当、保育料などの判定基準にもなります。無収入の方や、給与・年金以外の所得があった方などは申告されない場合、保険料や扶養等の諸控除が受けられず、税（料）が正しく算定されないこととなります。遺族年金や障害者年金などの非課税所得のみの方も申告が必要です。

## 申告に必要なもの

- ・ 源泉徴収票（給与・年金など）
- ・ 配分金支払証明書（シルバー人材センター派遣の方）
- ・ 報酬などの支払調書
- ・ 個人年金や保険の満期（解約）受取金などの支払証明書
- ・ 収支内訳書（営業・農業・不動産所得などのある方）  
⇒収入金額や必要経費は、申告までにご自身で整理・計算をしておいてください。
- ・ 国民年金、建設国保、任意継続保険料などの支払証明書
- ・ 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料（旧長期損害保険料）の支払証明書
- ・ 障害者控除を受ける方は、該当者の身体障害者手帳など
- ・ 医療費控除の明細書  
⇒申告までにご自身で作成しておいてください。
- ・ 寄附金控除を受ける方は、寄附先から交付を受けた寄附金の受領証
- ・ 還付申告をされる方、新たに口座振替を希望される方は、本人名義の口座番号が確認できるもの
- ・ マイナンバーの確認できる書類（マイナンバーカードまたは通知カード、マイナンバーの記載された住民票など）◎申告書や申請書などには、マイナンバーの記載が必要です。
- ・ 本人確認書類（運転免許証、公的医療保険の被保険者証など）
- ・ 税務署から送付されてきたお知らせハガキ、利用者識別番号通知書など（ある方のみ）



## 住宅ローン控除を受けられる方へ

住宅ローン等を利用して、家屋の新築、取得、増改築などをした場合で、一定の要件にあてはまるときは、住宅借入金等の年末残高の額をもとに計算した金額の控除を受けることができます。

**初めて住宅ローン控除を受けられる方は、必要書類をそろえて姫路税務署が開設する申告会場（姫路労働会館）で申告してください。（必要書類については国税庁HPなどをご覧ください。）**



## 医療費控除を受けられる方へ

「医療費控除の明細書」の添付が必ず必要です。

※明細書の様式は、税務課または神崎支庁舎窓口に備え付けています。なお、国税庁HPからダウンロードすることもできます。(必要項目の記載があれば任意の様式でも可)。

※「医療を受けた人」ごとの「病院・薬局などの名称」ごとに医療費を計算して、明細を作成の上、申告会場にお越しください。

※医療費の領収書は、自宅などで5年間保存する必要があるため、税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。

※医療保険者または審査支払機関から交付を受けた医療費通知書を添付すると、明細書の作成を省略できます。ただし、年の途中までしか記載がない場合があるため、その場合は明細書の作成が必要です。

(医療費通知書とは、健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などで、次の記載があるものです。)

- ①被保険者などの氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、薬局などの名称  
⑤支払った医療費の額 ⑥保険者などの名称

## 公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の申告は不要です。ただし、所得税の還付を受けるためや株式などの損失を繰り越すための申告書を提出することはできます。また、所得税の申告を要しない場合でも、社会保険料控除(年金から天引きになっていない国民健康保険税や後期高齢者医療保険料など)、生命保険料控除、医療費控除などの各種控除を受けられる場合には住民税の申告が必要になります。



### お願い

- 町の申告会場の日程については、7ページをご確認ください。
- 必要書類が不備の場合は、申告書の受付はできませんので、必ず書類がそろっているかご確認のうえ、申告してください。
- 農業、事業所得などの必要経費の計算や医療費控除の医療費の明細書の作成などは、事前に必ず済ませておいてください。済まされていない場合は、申告時に順番を後にまわっていただくこともありますので、ご了承ください。
- ご都合が悪い場合は、ほかの地区の日でも申告できますが、混雑を避けるためできるだけ対象地区の日にお越しください。
- 全町対象日や日曜受付開設日は特に混雑が予想され、長時間お待ちいただく場合がございますので、ご了承ください。
- 確定申告をされる際はe-Taxによる電子申告をご検討ください。



**確定申告相談日程表 令和6年2月16日～令和6年3月15日**

問 税務課 ☎34-0961

日 程	受 付 時 間	対 象 地 区	申 告 会 場	
2月16日(金)	9時00分～11時30分 13時00分～15時30分	山 田 東柏尾	神河町ケーブルテレビ局舎 〔*会場が昨年と異なります。〕 ご注意ください。	
2月19日(月)	9時00分～11時30分 13時00分～15時30分	吉 富		
2月20日(火)	9時00分～11時30分 13時00分～15時30分	粟賀町 杉		
2月21日(水)	9時00分～11時30分 13時00分～15時30分	中 村 加 納		
2月22日(木)	9時00分～11時30分 13時00分～15時30分	全 町		
2月25日(日)	9時00分～11時30分 13時00分～15時30分	日曜開設日 全 町		
2月26日(月)	9時00分～11時30分 13時00分～15時30分	福 本		
2月27日(火)	9時00分～11時30分 13時00分～15時30分	全 町		
2月28日(水)	9時00分～11時30分 13時00分～15時30分	猪 篠 大 山		大山なかよし会館
2月29日(木)	9時30分～11時30分 13時00分～15時30分	越 知 大 畑		越知公民館
3月1日(金)	9時00分～11時30分 13時00分～15時30分	根宇野 岩 屋	根宇野公民館	
3月4日(月)	9時30分～11時30分	上小田	上小田活動促進センター(午前のみ)	
	9時00分～11時30分 13時00分～15時30分	宮 野 南小田	南小田農村環境改善センター	
3月5日(火)	9時30分～11時30分	新田・作畑	作畑秀峰館(午前のみ)	
	9時30分～11時30分	川 上	川上文化会館(午前のみ)	
3月6日(水)	9時00分～11時30分 13時00分～15時30分	長谷・栗・淵	センター長谷	
3月7日(木)	9時00分～11時30分 13時00分～15時30分	貝野・しんこうタウン 寺野・上岩	中央公民館	
3月8日(金)	9時00分～11時30分 13時00分～15時30分	柏 尾 寺 前		
3月11日(月)	9時00分～11時30分 13時00分～15時30分	鍛 治 高朝田		
3月12日(火)	9時00分～11時30分 13時00分～15時30分	新 野 野村・比延		
3月13日(水)	9時00分～11時30分 13時00分～15時30分	大 河 全 町		
3月14日(木)	9時00分～11時30分 13時00分～15時30分	全 町		
3月15日(金)	9時00分～11時30分 13時00分～15時30分	全 町		

※混雑を避けるため、できるだけ対象地区の日にお越しください。

ご都合が悪い場合は、他地区の日でも申告できますが、お待ちいただく時間が長くなる場合があります。ご了承ください。

# 確定申告はスマホで申告

問 姫路税務署 ☎079-282-1135



## スマホ × マイナンバーカード

### e-Taxが便利!

- 税務署への持参不要
- 印刷郵送料不要
- 添付書類不要 ※一部の書類を除く
- 還付金早期還付
- 確定申告期間の利用可能時間  
24時間いつでも ※メンテナンス時間を除く
- いつでも申告データの確認・印刷が可能

入力方法ははこちら

確定申告 動画 🔍



入力はこちら

作成コーナー 🔍



### 令和5年分確定申告会場は「姫路労働会館」です。

(姫路市北条1丁目9-8)

- 2月16日(木)から3月15日(水)まで (土・日・祝日は除く)  
ただし、2月25日(日)については相談受付可。
- 午前9時から午後4時まで

(会場の状況により早めに受付を早めに締め切る場合あり)

- ・確定申告会場では、スマホを利用した申告を推進しております。
- ・混雑状況により、会場外(屋外)で長時間お待ちいただく場合があります。
- ・姫路労働会館には、確定申告でご来場される方のための駐車場はありません。  
※来場の際は、公共の交通機関をご利用いただくか、お車の場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。
- ・上記期間中は、姫路税務署では申告相談を行っておりません

確定申告会場への入場には「整理券」が必要

- ・入場整理券は
- ▶ 会場当日配付 又は
- ▶ 国税庁公式LINEアカウントから

友だち追加はこちらから!



### 医療費控除は、医療費控除の明細書の添付が必要です。

- ※領収書では医療費控除は受けられません。
- ※医療費の領収書は明細書の内容を確認させていただく場合がありますので、自宅で5年間保管してください。



### 公的年金を受給されている方

確定申告が不要の場合(※)でも、以下に該当の場合は必ず市民税・県民税の申告をしてください。

- 公的年金以外の所得がある場合
- 公的年金等の源泉徴収票に記載のない控除(医療費、生命保険料、扶養の追加等)を受けたい場合

※公的年金等の収入金額が400万円以下でその他の所得金額が20万円以下の場合等





## 国民健康保険加入のみなさんへ

問 住民生活課 ☎34-0962

### 産前産後期間の保険税減額について

子育て世代の負担軽減、次世代育成支援の観点から、国民健康保険に加入されている被保険者で出産される方の産前産後の一定期間、国民健康保険税が減額される制度が令和6年1月から始まりました。該当者には別途ご案内しますのでご申請ください。

**対象者**：令和5年11月1日以降に出産及び出産予定の国保被保険者

**内容**：その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（または出産月）の翌々月相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			出産予定月			
多胎の方			出産予定月			

### 無受診世帯への記念品贈呈の廃止について

町国民健康保険では、毎年3月に過去1年間以上、医療機関などの受診がなかった世帯（無受診世帯）へ、その期間に応じて記念品を贈呈してきました。しかし、国保財政の状況や国保税率の引き上げなどに鑑み、本年度から廃止しますのでご了承くださいませようお願いします。

## 「物価高騰に伴う支援給付金」を支給します

問 健康福祉課 ☎32-2421

エネルギー・食料品などの物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への大きい住民税均等割非課税世帯に対し、**1世帯あたり7万円**を支給します。

### 【支援対象世帯】

- 令和5年12月1日時点で神河町に住民票があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税となる世帯
- ※ 住民税均等割が課税されている方の扶養親族などのみからなる世帯は支給対象になりません。
- ※ 租税条約に基づく免除を受けたことにより、住民税均等割が課されないことになった方は、住民税非課税とならず支給対象にはなりません。

### (1) 世帯のすべての人が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

対象となる世帯には、1月下旬に町から給付内容や確認事項が書かれた確認書をお送りします。内容を確認のうえ、必要事項を記入し、町へ返送してください(返信用封筒もお送りします)。

### 【確認事項】

- 給付金の振込口座
- 世帯全員が住民税課税者に扶養されていないこと
- 神河町以外の自治体から7万円の給付金を受けていないこと
- ※ 支給要件確認書をお送りした方のうち、町外の方に扶養されている方は住民税の課税状況が神河町で確認できない場合があります。扶養者に住民税が非課税であることを確認のうえ、確認書をお送りください。後日、給付要件の対象外と判明した場合は、給付金の返金を求めることがあります。

### (2) 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいらっしゃる場合

非課税世帯の判定ができないため、申請が必要です。対象となる世帯には1月下旬に申請書を送付しますので、添付書類(申請者本人確認書類・口座情報確認書類・世帯員のうち該当する方の非課税証明書のコピーなど)とともに、健康福祉課に直接または郵送でご提出ください。

**【申請期限】**3月15日(金)まで ※当日消印有効

**【支給時期】**2月上旬の支給開始(お振込み)をめどに準備しています。詳細は、支給が決まった方へお送りする支給決定通知書をご確認ください。



## 新型コロナワクチンの全額公費による接種は 令和6年3月31日で終了します

問 健康福祉課 ☎32-2421

- 令和5年9月20日以降のオミクロン株（XBB.1.5）対応ワクチンの接種は、1人1回限りです。
- 無料（全額公費負担）での接種をご希望の方は、健康福祉課までご相談ください。

	令和6年3月31日まで	令和6年4月1日以降
接種の分類	特例臨時接種	B類疾病の定期接種
対象者	生後6か月以上の方	・65歳以上の方 ・60～64歳で重症化リスクが高い方 (範囲は季節性インフルエンザの定期接種と同様)
接種回数	期間中に1回	年1回
接種時期	令和5年9月20日～令和6年3月31日	秋冬に実施予定
接種費用	無料	有料(費用は未定)

※令和6年4月1日以降に定期接種以外で接種をご希望の方は、任意接種として時期を問わず全額自費(約7,000円の見込)で接種が可能です。

## マイナンバーカード出張申請受付を実施します!

問 住民生活課 ☎34-0962

マイナンバーカード申請受付およびすでにマイナンバーカードをお持ちの方で、保険証利用登録および公金受取口座登録がまだの方の手続きを行います。ご希望の方は以下の必要書類をお持ちのうえ、会場へお越しください。

### マイナンバーカード作成

- 通知カード（当日回収します）
- 住民基本台帳カード（お持ちの方・当日回収します）
- 本人確認書類…2点（写真つき1点含む。通知カードをお持ちの方は写真なし2点でも可）

※申請に必要な写真は無料で撮影します。

※申請から約1か月後にマイナンバーカードをご自宅へ郵送しますので、役場に出向くことなく受け取れます（必要書類が不足の場合は、役場での受取りになります）。

### 保険証利用登録および公金受取口座登録

- マイナンバーカード
- 利用者証明用電子証明書（4桁の数字の暗証番号）…不明な方は手続きできません。住民生活課および神崎支庁舎で初期化の手続きをしてください。
- ご本人名義の通帳

日 程	受付時間(12時～13時は除く)	会 場
2月28日(水)	9時00分～15時30分	大山なかよし会館
2月29日(木)	9時30分～15時30分	越知公民館
3月1日(金)	9時00分～15時30分	根宇野公民館
3月4日(月)	9時30分～11時30分	上小田活動促進センター
	9時00分～15時30分	南小田農村環境改善センター
3月5日(火)	9時30分～11時30分	作畑秀峰館
	9時30分～11時30分	川上文化会館
3月6日(水)	9時00分～15時30分	センター長谷

※当日は別室で確定申告を行っていますが、どなたでもお気軽にお越しください。 ※出張会場でのカードの受取りはできません。

## 住宅建築の意向を聞かせてください

問 ひとまちみらい課 ☎34-0002

「町内で家を建築したいが土地がない」という声がよく聞かれます。町では令和4年度から「宅地開発支援事業補助金」制度を創設し、分譲宅地を整備していただける事業者様を支援しています。

そこで現在、町内でどの程度の住宅建築の希望があるのか調査把握するためアンケート調査を実施します。アンケートにご協力いただける方は、QRコードより回答フォームを開いていただき、2月19日(月)までにご回答ください。皆さまのご協力をお願いします。



【回答先 QR コード】



## サニタリーボックスを設置しました

問 総務課 ☎34-0001

サニタリーボックスは、使用済みの尿漏れパッドや生理用品などを捨てるために入れていただくものです。

前立腺がんなどの病気治療の影響や、加齢により尿漏れパッドなどを使う方、性的少数者らに配慮した環境づくりの一環として、役場本庁舎、神崎支庁舎、大河内保健福祉センター、中央公民館、センター長谷の男子トイレにも設置しました。ご利用ください。



## 新規事業 神河町小中学校等入学子ども未来応援支援金

問 教育課学校教育係 ☎34-0212

小中学校入学をお祝いするという意味を含めて、新入学時における経済的な負担の軽減および、次代を担う子どもたちの健やかで生き生きとした成長を応援するために、支援金を支給します。

支給額	1人 3万円
対象	令和6年4月に小・中学校(特別支援学校小・中学部)に入学する児童を扶養する保護者
支給要件	令和6年度小中学校入学式の日(月)に町内に住所を有すること
申請方法	①対象者には、3月下旬に保育園・幼稚園・小学校を通じて、案内チラシ・申請書を配布します。 (町内の保育園・幼稚園・小学校に通われていない方は郵送で案内します。) ②詳細については、申請書とともに通知しますのでご確認ください。
申請期間	4月1日(月)～30日(火)



## 中播公平委員会委員の就任 ～廣畑 一浩さん(市川町上牛尾)～

問 総務課 ☎34-0001

中播公平委員※の尾花哲也(市川町)さんが12月31日を持って辞任されたことから、新たに廣畑一浩さん(市川町)が就任されました。

中播公平委員会は、神崎郡内の3町5事務組合から構成されています。委員の任期は4年で福崎町・市川町・神河町から1名ずつ任命され、廣畑さんのほか、谷口勝則さん(神河町)と中塚保彦さん(福崎町)が就任されています。

### ※公平委員会とは

地方自治法に基づいて設置されている機関で、職員の勤務条件に関する要求や不利益な処分について審査し、必要な措置を行います。



▲廣畑 一浩さん

## 令和6・7年度神河町競争入札等参加資格審査申請受付のご案内

問 総務課 ☎34-0001

町が行う建設工事、測量・建設コンサルタント、物品の製造請負および買い入れ等業務の競争入札等に参加しようとする方は、あらかじめ競争入札等参加資格審査申請を行い、競争入札等参加資格を有する者の名簿に登録される必要があります。

以下のとおり受付しますので、希望される方(業者)は総務課へ申請ください。

**【受付期間】**2月1日～2月26日(土・日、祝日を除く)  
午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

**【受付方法】**持参および郵送にてご提出ください

**【関係書類の配布方法】**関係書類については、町HPに掲載していますのでダウンロードしてご使用ください。



## クールチョイス出前授業を実施しました

問 住民生活課 ☎34-0963

町では、温室効果ガス排出量を2030年までに2013年度比で65%削減、2050年度までにゼロカーボンを実現し、持続可能な社会を実現するための取り組みの一つとしてクールチョイス普及啓発を実施しています。

その一環として、昨年12月13日(水)に、寺前小学校3・4年生・長谷小学校4・5年生、同月15日(金)に神河中学校3年生を対象に、関西電力株式会社様のご協力のもと、地球温暖化問題をテーマに出前授業を実施しました。



## ひょうご家計応援キャンペーン「はばたんPay+(プラス)」について

問 「はばたんPay+(プラス)」事務局 専用コールセンター ☎050-2018-3367

物価高騰が継続する中、1年のうちでも出費がかさむ春の新生活準備期間に合わせて、県内のスーパーやコンビニ、商店街等の小売店、飲食店などで幅広く使えるスマホアプリ「はばたんPay+(プラス)」を活用した家計応援キャンペーンを実施します。

対 象	全ての県民
プレミアム付デジタル券のプレミアム率	一口 6,250 円を 5,000 円で販売 (プレミアム率 25%)
購入限度	1人4口まで
申込方法	応募期間 2月1日(木)～25日(日)20時まで 販売期間 3月11日(月)～4月30日(火) ※申込みにはスマホが必要になります。 ※応募多数の場合は抽選となります。
利用期間	3月11日(月)～6月30日(日) ※県議会議決後確定

詳しくはこちら

ひょうご家計応援キャンペーン プレミアム付デジタル券  
「はばたんPay+(プラス)」事務局



## 農地の貸し借りの手続きが変わります

問 農林政策課 ☎34-0960

関係法令の改正により、これまでご案内していた、農地の貸し手と借り手が直接貸借などの権利設定をすることができた制度（利用権設定等促進事業）が廃止されました。今後の農地の貸し借りは次のいずれかによることとなります。

### ①貸し手と借り手の間に農地中間管理機構（農地バンク）を通して行う手続き

### ②農地法第3条による農業委員会への許可申請手続き

ただし、経過措置期間として、令和7年3月31日までは利用権設定等促進事業を利用することができます。

**注意点①：経過措置期間内は、新規・更新手続きともに可能です。（※1）**

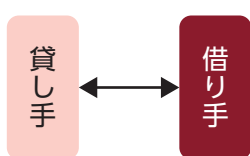
**注意点②：貸借期間が令和7年3月31日を過ぎても、  
契約の満了日までは有効です。**

（※1…契約する農地を含む地区で「地域計画」が策定された場合は、策定日の前日まで）

詳しくは農林政策課までお問合せください。



## ●利用権設定等促進事業【廃止】

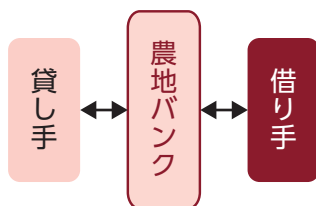


### 【手続きの概要】

- ①町では年に2回（4月と11月）利用権設定（契約）日を設けていました。
- ②基本的には申請書1枚（両者の合意）で契約・更新が可能でした。
- ③経過措置期間内は利用可能です。

今後は①or②のいずれか

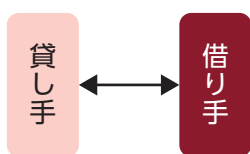
## ①農地中間管理事業



### 【手続きの概要】

- ①両者合意のもと、貸し手と借り手のそれぞれが農地バンク（農地中間管理機構）と契約を結びます。
- ②貸し農地が未相続の場合、相続人の過半（半数を超える）の同意が必要です。
- ③申請時に登記簿等の添付が必要です。

## ②農地法第3条



### 【手続きの概要】

- ①農業委員会への許可申請が必要です。
- ②申請受付期限は毎月5日までとなります。
- ③申請時に登記簿や地籍図等の添付が必要です。